

岡 介 第 9 8 1 号
平成 30 年 11 月 26 日
令和元年 7 月 1 日 一部内容修正

居宅介護支援事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部介護保険課長
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合の届出について

平成 30 年 10 月サービス利用分から、生活援助を主体とする訪問介護を厚生労働大臣が
以上
定める回数を超えて必要とケアプランで位置づける場合は、市町村への届出義務が生じ、
地域ケア会議等によりケアプランの検証を行う事となりました。
届出について下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 基準となる回数（1月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
回数	2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回

2 対象となる居宅サービス計画（ケアプラン）

平成 30 年 10 月 1 日以降に、利用者に同意を得て交付（作成又は変更）した居宅サービス
計画において、上記の回数以上の生活援助中心型を位置付けたもの

※交付した居宅サービス計画の短期目標の期間において、月によって日数に変動がある
以上となる

場合は、いずれか一カ月でも基準超過している場合は届出が必要です。

なお、軽微な変更の場合は届出の必要はありません。

3 提出書類

以上となる

- ①訪問介護（生活援助中心型）の利用が規定回数を超えるケアプランの届出書
- ②アセスメント表
- ③第 1 表：居宅サービス計画書（1）（利用者確認印のあるもの）
- ④第 2 表：居宅サービス計画書（2）
- ⑤第 3 表：週間サービス計画表

- ⑥第4表：サービス担当者会議の要点 以上となる
- ⑦第6表：サービス利用票（利用者確認印のある当該規定回数を超え~~る~~月のもの）
- ⑧第7表：サービス利用票別表
- ※②～⑧の写しに該当する箇所の短期目標・サービス内容・サービス種別及びアセスメントシートで連動する箇所に線を引いてください。

4 提出期限

交付した翌月の末日

ただし、10・11月作成分については、平成30年12月28日（金）

5 提出方法

郵送または持参

FAX 不可

6 提出先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1

岡山市保健福祉局高齢福祉部介護保険課 管理係

電話（086）803-1240

<<参考>>

- ・岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第1項第18号の2
- ・介護保険最新情報 vol.685
平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.7) 平成30年10月9日
- ・介護保険最新情報 vol.690
多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引きについて 平成30年11月7日
- ・社保審一介護給付費分科会 第152回（H29.11.22）
資料1 居宅介護支援の報酬・基準について